

広島県告示第 740 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 8 月 10 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東広島市黒瀬町南方 92 独立行政法人 国立病院機構 賀茂精神医療センター 院長 大森 信忠
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市黒瀬町南方 92 独立行政法人 国立病院機構 賀茂精神医療センター

2 申請の内容

72 し尿処理施設を 1 基廃止し、1 基設置する。また、排水処理施設を 1 基廃止し、1 基設置するとともに、排水処理施設の変更に伴い最大排出水量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 72 し尿処理施設 1 基 (長時間ばっ気方式) 廃止

(その 2) 72 し尿処理施設 1 基 (膜分離活性汚泥方式) 新設

種	類	72 し尿処理施設 1 基 (膜分離活性汚泥方式)
能	力	処理水量 1 日当たり最大 400 m ³
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	H22 年 4 月 30 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時から24時 24時間連続 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される汚水態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6.0~7.0	5.8~8.6
		等	生物化学的酸素要求量	20	30
			化学的酸素要求量	20	30
			浮遊物質質量	37	90
			窒素含有量	40	100
			燐含有量	5	12
			大腸菌群数	3,000	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		296	400	
汚水等の排出先		総合排水口			

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 総合排水処理施設 1基 (長時間ばっ気方式) 廃止

(その2) 総合排水処理施設 1基 (膜分離活性汚泥方式) 新設

種	類	膜分離活性汚泥方式
形	式	膜分離活性汚泥方式
構	造	R C構造 半地下式
主要寸法 (単位: m)		幅 10.1m×長さ 20.025m×高さ 6.25m
能力 (汚水処理)		処理水量1日当たり最大 400 m ³

汚水等の処理方法		膜分離活性汚泥方式				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	H22年4月30日				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用の方法	処理前処理後の汚水等の汚染状況	項目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~7.0	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	100	200	20	30
		化学的酸素要求量	99	198	20	30
		浮遊物質質量	200	250	37	90
		窒素含有量	56	100	40	100
		燐含有量	7	12	5	12
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	100,000	100,000	3,000 以下	3,000 以下	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	296	400	296	400	
汚水等の排出先	総合排水口					

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
総合排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	296	520	296	400

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 21 年 8 月 10 日から平成 21 年 8 月 31 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市環境対策課